

もっと広がる
◆クズリの世界

市販薬の販売ルール厳格化

寒暖差のある日が続いていますが、体調を崩していないでしょうか。ちょっとした風邪の症状がある場合、薬局で市販の風邪薬を買うことがあると思います。実は、そのような身近な「薬の買い方」に関する法律が、5月から大きく変わることをご存じでしょうか？

今回施行される改正医薬品医療機器法（薬機法）では、ドラッグストアや薬局で

個数制限、本人確認が必要

買える「市販薬」の販売ルールが厳格化されます。

改正の大きな目的は、近年、若者を中心に深刻な社会問題となっている「市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）」を防ぐことです。私たちが普段使っている風邪薬やせき止めなどの中には、大量に飲むと依存性や副作用のリスクがある成分を含んだものがあります。これらは「指定濫用防止医薬品」と呼ばれ、これまでは比較的緩やかだった購入ルールが、法律によって厳しく管理されることとなります。

具体的に、私たちの買い物にはどのような影響があるのでしょうか。主な変更点は次の三つです。

一つ目は「個数制限」です。原則として、

1人1個までしか購入できなくなります。家族の分や予備として複数個必要な場合は、薬剤師などから使用状況や購入理由を詳しく聞かれることとなります。

二つ目は「本人確認」です。特に20歳未満の方が購入する場合は、氏名や年齢の確認が義務付けられます。

三つ目は「陳列場所の変更」です。これまで棚から自由に手に取れた薬が、カウンター越しや鍵のかかる棚へ移動されたり、空箱での陳列に変わったりする可能性があります。

「いつもの風邪薬を買うだけなのに、根掘り葉掘り聞かれて面倒だ」「私は乱用なんてしていない」と感じる方がいるかもしれません。しかし、インターネットで簡単

に情報が手に入る今、誰もがリスクと隣り合わせです。このルール変更は、薬の乱用から大切な命を守るための「防波堤」となる重要な仕組みなのです。

制度が変わると、最初は売り場でのやりとりに戸惑うこともあるかと思います。「私の買っている薬は対象なの？」「どうすればスムーズに買えるの？」と不安に思った際は、ぜひ、かかりつけ薬局を訪ねてください。

皆さんの健康状態や生活スタイルに合わせて、最適な薬の選び方や買い方をアドバイスできるのが、かかりつけ薬剤師の役割です。

（菅沼 貴仁・県薬剤師会常務理事）

<毎月第4火曜日に掲載>